

第8号様式(第5条第1項)

一時使用券

- 1 本券は、必ずハンドルに取り付けてください。
- 2 指定された位置に駐車し、施錠してください。
- 3 使用期間を超えて駐車したときは、自転車等を移送し、保管します。
- 4 自転車等駐車場内における事故、盗難、損害等については、市及び指定管理者は一切責任を負いません。

NO

自 転 車 用
(原動機付自転車用)

当日限り有効です。ただし、一度退場すると無効になります。

年 月 日

野田市自転車等駐車場

キリトリ線

(切り取ってお持ちください。)

一 時 使 用 券

年 月 日

円

野田市自転車等駐車場